

<研究ノート>

峠の経済史

——大正前期、野麦峠を越えた人々——

松村 敏

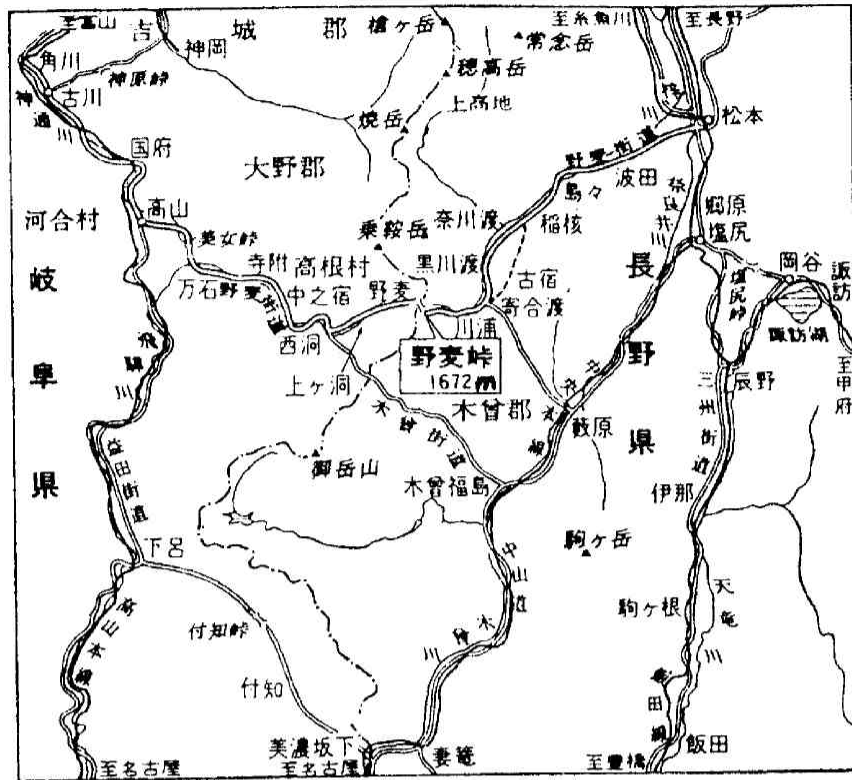
目次

- 一 はじめに—資料について—
- 二 考察
 - (1) 一般的特徴
 - (2) 製糸女工関係以外の旅人たち
 - (i) 商人・職人
 - (ii) 農民・坑夫・「稼人」
 - (iii) その他
 - (3) 製糸女工とその一行
- 三 おわりに

一 はじめに—資料について—

本稿は、長野県西部と岐阜県飛騨地方の境をなす野麦峠の直下に位置する長野県西筑摩郡奈川村川浦の旅人宿「宝来屋」の宿帳を分析し、大正前期にそこを通る製糸女工や商人・農民などの姿から、製糸女工の就業実態や峠を挟んだ両地方経済の相違にまで言及しようとするものである。

従来の製糸女工に関する歴史研究については、一方では工場側の資料により工場内労働や女工募集に関して積み重ねられ、また他方では製糸女工がどのような経済的背景から立ち現れたかという問題意識から彼女らの出身農村についての地主制史研究も蓄積されてきた。本稿では、その両者を結ぶ街道ないし峠からの視点により、行き交う旅人たち全体に目配りしながら、製糸女工がどのように位置づけられるかを考えてみたい。信州側と飛騨側の異なった地域経済



野麦峠関連地図（山本茂実『あゝ野麦峠』角川文庫より）

の一端が、峠麓の宿帳を通じて見えてくるはずである。

また、いうまでもなく野麦峠は、山本茂実『あゝ野麦峠』により、明治中期頃から大正前期頃にかけて、飛騨から諏訪など長野県の器械製糸場に出稼ぎにいった多くの女工たちが越えた峠として、大変有名になった。同書により、この人里離れた峠のイメージもつくられたのであるが、周知のように同書は聞き取りを主たる材料として書かれた。我々はそれを前提としつつより具体的な資料に基づいて、峠を越える商人や女工たちのありようをデータを示しながら明らかにしたいと考える。

川浦は、野麦峠を信州側に下った最初の集落で、峠の東方約6キロの地点にある。峠を製糸女工が盛んに往来した明治～大正前期に、戸数23のうち7軒が旅人宿を営んでいたという⁽¹⁾。その1軒が「宝来屋」であり、旅人宿経営は近世期以来といわれる。現存する宿帳は、1913年7月から記帳され始め1919年までの記録がある1冊、宝来屋『大正貳年七月 宿泊人名届簿 奈川村字川浦』（以下、『宿泊人名届簿』と略す）のみである⁽²⁾。この宿帳について

は、すでに細川修氏が宿泊者数を集計し、峠を通る製糸女工について若干の検討を加えられている⁽³⁾。しかしこの宿帳からは、その他の旅人の分析を含め、もう少し多様で豊かなイメージを浮かび上がらせることができるのではないかと考え、本稿では細川氏の叙述を前提に、さらに詳細な分析を試みる。

『宿泊人名届簿』に記載された事項は、到着月日時、出発月日時、行先地、居住地、族称、職業、氏名、年齢である。もちろんすべての宿泊者が以上のような事項を正確に記載しているわけではなく、個別の事項記入には遺漏も少なくない。また筆跡からみて、宿泊者本人による記帳のほか、宝来屋で代筆した場合も少なくない。これは宿泊者自身の無筆によるものが多いと考えられる⁽⁴⁾。この場合は聞き書きだから、とくに遠隔地の居住地の郡名・村名は当て字が多い。

宿帳の分析により、街道を行く旅人たちの姿がみえるとはいっても、大きな限界もある。川浦の旅人宿は他に6軒もあるし、川浦で宿泊しないで昼間通り過ぎる者も少なくなかったはずであるから、宿帳に記載された人々は、この街道を旅した人のごく一部にすぎない。とはいえ、それでも以下にみるようにこの宿帳の記録にはこの街道の通行量や旅人の性格が縮小された形でそれなりに反映されているように思われる⁽⁵⁾。

この宿帳は、『宿泊人名届簿』というタイトルからもわかるように、宿泊人名等を届け出るために作成されたものである。届け出先は警察（この場合は、村の巡査駐在所または派出所）であった。第2次大戦後の旅館業は、環境衛生の観点から旅館業法によって規制され、宿泊者名簿の作成などが規定されているが、戦前は、旅人宿・木賃宿などは風紀・防犯などの観点から警察行政として規制され、それは全国統一的な法による規制ではなく、内容はほぼ同様だったとはいえ府県毎に府県令に基づいてなされた⁽⁶⁾。長野県の場合は、この時期は1904年公布の宿屋取締規則（県令第40号）により、警察署から営業の許可を受けた旅人宿は「宿泊人届簿」を作成し、客の発着毎に記入して、この届簿を毎日午前9時と午後12時までの2回、警察署または巡査派出所に差し出して、警察官の検印を受けることを義務づけられていた⁽⁷⁾。

実際、『宿泊人名届簿』に綴られているものは、折り目（柱）に「宿泊人届簿」と記されている印刷された罫紙であり、県令に基づいて警察に点検を受けるために作成されたものであった。そしてこの資料には、所々、警察官の検印と思われる捺印があるが、毎日2回押印されているわけではまったくない。1913年には年末に1つそれらしき跡があるのみで、1914年には1つもない。1915～17年には4～6回不定期に押印され、1918年には11回捺印の跡がある。ただし1918年の5月以降は大体宿泊者がある程度纏まってあった後に押印されている。このように、おそらく宿泊者が少なかったことと、駐在所・派出所が同集落になかったために⁽⁸⁾、規則が厳密に遵守されていたわけではないが、それでも1917年6月には、「記載方不備ノ点多シ爾来注意セラレタシ 六月廿七日 (印)」と記載され、警察側は記載についての規則の徹底をそれなりに指示していた⁽⁹⁾。そして宝来屋がある程度代筆により記入していたのも、警察の規制ゆえの記載努力とみなされる。いずれにせよ、そのような目的をもって作成された資料のため、製糸女工たちが十数名以上の集団で宿泊した場合、工場名や付き添いの男工・検番名のほかは女工数のみ記載され、個々の女工名やその居住地・年齢等が一々記載されたわけではない⁽¹⁰⁾。また警察に知られると都合の悪い宿泊者について本人および宝来屋が意図的に記帳しなかった場合がまったくなかったとはいえない。宝来屋の屋根裏には「隠れ部屋」と称される狭小な部屋が作られており、この点はこのような旅人宿の社会的性格を考える上で興味深い事実でもある。

【注】

- (1) 細川修『工女の道・野麦街道』（銀河書房、1982年）147頁。
- (2) 現在、宝来屋の建物は、財団法人日本司法博物館（長野県松本市）の敷地内に移築されており、この宿帳もそこに保存されている。
- (3) 細川、前掲書、147～149頁。ただし、以下のデータは筆者が集計し直したもので、細川、前掲書とは必ずしも一致しない。
- (4) 宿泊した京都・仁和寺の僧侶などが達筆で宿帳に記帳している反面、無筆の坑夫など、職業の相違によるリテラシーの相違、能筆の程度などがよくわかって興

味深いものがある。

- (5) なお、大正前期頃の宿帳を分析した研究として、大門正克「田無に宿泊した人々」『たなしの歴史』1号（1989年）がある。これは平場農村である東京府田無の旅人宿で、本稿の山間県境近くの宿帳の内容とはかなり趣を異にしている。
- (6) 『厚生省五十年史』（1988年）232頁。東京府の例について簡単には、大日方純夫『警察の社会史』（岩波書店、1993年）45～46頁。
- (7) 『長野県警察史』概説編（1958年）363頁、同、各説編（1958年）264～265頁。
- (8) 当時、奈川村の駐在所は、川浦から約8キロ下流にある黒川渡にしかなかった（『西筑摩郡誌』1915年、379頁）。1910年代の西筑摩郡には各村ともほぼ1巡査駐在所があったのみである（前掲書および『長野県統計書』第4編、大正10年度）。したがって、1917年12月に『宿泊人名届簿』に検印していた「長野県属」などは宝来屋に泊まりがけで来ていた。
- (9) これは、この注意書きの直前の記載に、年齢が記入されていなかったり、氏名が居住地欄に記入されていたりしたためであろう。
- (10) 山本茂実『あゝ野麦峠』（角川文庫、1977年）は、川浦の工女宿では、客扱いをされたのは引率の検番だけで、女工は「客」ではなかったという証言を記しており（30頁）、この宿帳の記帳の仕方とも符合している。ただし、これは警察に対して示す宿泊者集団の責任者という意味で引率検番を「客」といつていたとすれば、よく了解しうることである。また山本茂実は、この同じ話を数十人もの元女工たちから聞いたとし、それは種話が1つあったからではないかと推測しているが（同書、「あとがき」369頁）、この宿帳をみれば、1つの種話の伝聞ではなく十分な根拠のある話ということになる。

二 考 察

(1) 一般的特徴

1913年7月から1919年まで、宿帳に記載された宿泊者数は、総計872名であり、うち64%にあたる554名が製糸女工関係（製糸女工と同行の男工・工場職員や男子家族）である（表1）。1913～1916年までは、年間宿泊者は140～190名を数えたが、1917年以降急速に宿泊者数が減少し、1919年にはわずか7名しか宿泊していない。しかし1919年にも宿泊者のあった際に2回検印を押されているから、この時まで正式に旅人宿経営を行っていたことがわか

る。製糸関係の宿泊者数も同様に急減した。

この宿泊者急減の理由は何か。たしかに大正前期の野麦峠は、鉄道網の発達により街道としてはすでに衰退期に入っていた。すでに1900年代までに信越線・篠ノ井線が通じていた。さらに1910年11月には中央東線が宮ノ越まで到達し、飛騨から野麦峠を越した旅人は寄合渡を右折し境峠経由で藪原から鉄道を利用できるようになり、翌1911年5月には中央西線が全通した。また飛騨の製糸女工は明治末頃から信飛県境（北アルプス）の高い峠を越えず、他地域の製糸工場へ出稼ぎに行くことが多くなったことが、野麦街道を通る女工の数を減少させた要因とされている¹⁾。それでも、飛騨と信州を結ぶ街道としてはなお野麦街道の重要性は変わらず、少なからぬ旅人の通行がなおもみられたと

表1 宝来屋の月別宿泊者数

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1913	—	—	—	—	—	—	11 (7)	26 (4)	15	14 (3)	10	117 (112)	193 (126)
1914	5	2	10	7 (2)	2	25 (24)			3		2	87 (87)	143 (113)
1915				17	20 (1)	41 (39)	2	2	1	4	8	99 (95)	194 (135)
1916	9	5	9	9 (6)	16 (12)	24 (23)	2	4	6			61 (59)	145 (100)
1917	3		10	4	1	37 (35)	9	4	1	1	26 (18)	5 (2)	101 (55)
1918	6	8	19	9	10 (5)	18 (17)	3 (2)	3	6		2	3	87 (24)
1919	3							1	2 (1)	1			7 (1)
計	26	15	48	46 (8)	49 (18)	145 (138)	27 (9)	40 (4)	34 (1)	20 (3)	48 (18)	372 (355)	870 (554)

(出典) 宝来屋『宿泊人名届簿』。

注：1) () は製糸業関係者。すなわち、女工、男工、検番、女工に同行した家族。

2) ほかに、1917年に月日不明(4月または5月)2名。

いわれている。さらにたとえ峠を越える旅人がいなくなったとしても、後述のように、もともと宝来屋には信州側の種々の商人がこの県境の山村に行商に訪れ、宿泊していったから、こうした商人まで1919年頃に突然ぱったり訪れなくなることは、やや考えにくい。警察署から旅人宿営業の許可を受けていても、この時期にはもはや積極的に宿泊者を受け入れる姿勢がなくなっていった可能性もある。

月別の宿泊者数をみると、もっとも宿泊客で賑わうのは、やはり12月、とくに製糸女工の多くが帰省する年末であった⁽²⁾。次いで宿泊者が多いのは6月であり、これも製糸女工が夏挽きに工場に向かう途上の宿泊が多かったことによる(後述)。その他の月は、7年間の合計でも各月50名未満であり、各年については1ヵ月間で数名程度の場合が多く、さらに2ヵ月以上もまったく宿泊客がない時もあり、したがって製糸女工たちの宿泊日以外は相当閑散とした状態であったことがわかる。それゆえ、製糸女工の往来が途絶えると川浦やその旅人宿が急に寂れたのも当然であった。

次に宿帳から判明する街道の旅ないし宿泊者の特徴を一、二指摘しておく。女性の1人旅は、ほとんどまったくない(後述の1例のみ)。これは、やはり山間の街道の治安の悪さを示しているものと思われる。この時期も野麦峠は女性が1人で越えられるような所ではなかったのである。子供連れの一行もきわめて少ない。学齢以下の児童の宿泊者は女子6名、3グループのみであった⁽³⁾。うち学齢児童(6~13歳)は3名であったが、彼女らが学期中に旅を続けていたと思われるケースは、1917年4月6日に宿泊した4人連れの化粧品商の中の女子1人(12歳)だけであった。この女子は家族と共に旅をしていたのではなく住み込みで働く者だったようであるが⁽⁴⁾、他の2名の学齢児童(6歳と7歳)は8月半ば頃にそれぞれの両親(および学齢前の妹)とともに旅をしており(両親は、「バリカントギヤ」「コウモリヤ」の職人夫婦と坑夫の夫婦)、必ずしも未就学ないし不就学とは断定できない。近年の研究によれば、戦前における小学校教育の定着にとって重要な画期となるのが第1次大戦後とされている⁽⁵⁾。第1次大戦期には未就学学齢児童はかなり少なくなってい

たとはいえ、まだ女子を中心に中途退学・長期欠席等の不就学児童が相当存在していたという。この事例もそうした理解と合致するように思われるが、なにごと事例が少なすぎる。

また宝来屋をはじめ川浦の旅人宿の宿泊者は、すべての者が野麦峠越えをするわけではない。第一に、信州側の商人たちが県境の川浦まで商いにやってきて（太物商・魚商など）、そのまま引き返すことが多い。峠や県境は、零細商人にとってある程度商圈の境にもなっている。第二に、信州側の他村の農民が、集団でおそらく山仕事のために川浦に数日間滞在している。これは延べ37名にのぼっている（後述）。

【注】

- (1) 山本茂実『続あゝ野麦峠』（角川文庫、1982年）第20話、および、細川、前掲書、150頁。
- (2) ただし製糸女工の夏挽終了後の帰省が12月下旬でない場合ももちろんある。
- (3) 6名がすべて女子であったことの意味は、明らかでない。なお1913年11月に岐阜県益田郡高根村（野麦峠に接する飛騨側の村）の4人連れの一行の中に年齢を「二」と記入している者が1人いるが、親兄弟等保護者は同行していないので（同姓または同居住地の者はいない）誤記とみなした。
- (4) この4人の一行は何れも同じ居住地であったが（大阪市東成区天王寺村の同一番地）、何れも異姓で、またこの12歳の女子は職業欄に同行者と同じく「化粧品」とあり、彼らは家族ではなく住み込みで商店（または工場）に働く若年層たちだったと思われる（他の3名はいずれも10歳代後半の男子）。それゆえ以下ではこの女子も化粧品商としてカウントした。
- (5) 土方苑子『近代日本の学校と地域社会』（東京大学出版会、1994年）、大門正克『民衆の教育経験』（青木書店、2000年）。

(2) 製糸女工関係以外の旅人たち

次に、製糸女工関係以外の旅人たちにつき分析する。まずきわめて多様な性格の人々が宿泊している（以下、括弧内は延べ人数であるが、複数日連泊も1人と計算）。すなわち、以下のようなのである。農民（122。このほか職業無記載だが山仕事の一行3）、商人・職人（合計119。商人と職人は区別し難い場合が少

なくない), 遊芸人 (16), 坑夫 (6。渡り坑夫とみられる), 医師 (1), 養蚕教師 (4), 僧侶 (5), 神官 (1), 山伏 (1), 軍人 (5), 作家 (「著述業」1), 学生 (4), 「会社員」(2), 「鉱業」(1。居住地は東京市麹町区で士族。坑夫ではなく鉱山会社の職員ないし技師と推定される), 「長野県属」(1), 「長野郵便局通信士夫」(3)。その他, 「稼人」が2名, 職業名はなく同行者の「妻」が1名, 不明 (子供5を含む) は20名であった。

(i) 商人・職人

商人・職人の居住地と職種は表2・表3のようで, 居住地については, 長野県63名, 岐阜県23名などであり, 川浦が信州側に位置していたことと, とくに飛騨側農村・山村における社会的分業とりわけ商業の相対的な未発達により, 信州側の商人・職人が全体の半数以上を占めていた。もちろん前述のように信州商人の中には, 野麦峠を越えず, 県境の村々で商いを終えて引き返す者も多かったが (表3の「長野県B」), それでも峠を越えて飛騨に赴いた商人・職人の方が, 飛騨からやってきた商人・職人よりはるかに多かった。そして飛

表2 宝来屋宿泊の商人・職人の居住地

長野県 計	63	東京市	2
南安曇郡	18	神奈川県	5
松本市	15	栃木県	1
東筑摩郡	13	富山県	2
上伊那郡	7	福井県	3
西筑摩郡	3	愛知県	3
小県郡	3	三重県	1
諏訪郡	2	滋賀県	1
上水内郡	2	大阪市	5
岐阜県 計	23	広島県	6
大野郡	16	香川県	1
(うち高山町)	(15)	高知県	2
吉城郡	1	不 明	1
その他の郡	6	総 計	119

(出典) 表1と同じ。

表3 宝来屋宿泊商人・職人の職種別・居住地別内訳

職 種	信 州 側			飛 騨 側		計
	長野県 A	長野県 B	その他	飛騨 3 郡	その他	
「商」	15	8	4	6	10	43
金物商（鑄掛屋）	15				3	18
売薬商				3	10	13
太物商		7				7
蚕種商	7					7
化粧品商					4	4
魚商	2	1				3
陶器商					3	3
古着商		1		1		2
畳職				2		2
ネル商	1					1
古物商	1					1
乾物商				1		1
印肉商			1			1
飴商					1	1
筆墨商					1	1
雑貨商		1				1
袋物商		1				1
苗木商	1					1
材木商				1		1
箸造り職				1		1
バリカン研ぎ職					1	1
蝙蝠傘修繕職					1	1
鑄物職					1	1
彫刻師	1					1
料理人			1			1
石工	1					1
計	44	19	6	15	35	119

（出典） 表1と同じ。

- 注：1) 「長野県 A」は、長野県の商人・職人で、野麦峠を越えた者、または越えたと推定される者（上りまたは下り）。
- 2) 「長野県 B」は、長野県の商人・職人で、野麦峠を越えなかったと推定される者（資料の行き先欄に、「近在」「当地」「近村」などと記されているもの）。
- 3) 「信州側」は野麦峠より東の諸県、「飛騨側」は野麦峠より西の諸県。飛騨 3 郡は、岐阜県大野郡・益田郡・吉城郡。

驛商人の大部分は高山商人であり、その数は松本商人と匹敵していた。岐阜県の地域史研究によれば、飛驒においては、明治期を通じて高山町が商品流通の結節点となり、ほとんど唯一の商業中心地として飛驒の富を集中せしめ、「貧しい飛驒の村々と、そのなかでひとり発展する高山」という構図が存続したとされるが⁽⁶⁾、表2にも信州側の松本平付近に比して、飛驒側の農村商人・職人の活動が著しく乏しい点が窺われる。こうして信州の一部が飛驒商人の商圏に入る以上に、飛驒の一部が信州商人の商圏に入っているといえよう。飛驒鯉の信州側への移出などにより野麦峠を挟む商品移動は飛驒側から信州側へが主流というイメージがもし形成されているとすれば、再検討の要があろう⁽⁷⁾。また信州・飛驒の居住者のみならず、中部・関東地方ばかりか中国・四国地方などという相当な遠隔地から種々の営業活動を行いながら遍歴する商人・職人が少なからず存在していた。実際、表3のように彼らの職種はきわめて多様であった。資料には「商人」「商」としか記載されていない者も多かったから、彼らの実際の職種は一層多様であっただろう。

職種がわかるうち、最も多かったのは金物商（鑄掛屋）であり、続いて売薬商・太物商などとなっている。それほどはっきりした特徴ではないが、どちらかはいえ衣料品商をはじめ、大量消費材を取り扱う商人は、近隣からやって来ているし、材木商・箸造り職など木工関係は高山から、蚕種商は長野県小県郡・松本平からなどと、商人・職人たちの職種にはある程度地域経済の特色も窺える。さらに陶器商・印肉商・筆墨商など、やや特殊な商品を扱う商人は、それぞれの産地など遠隔地からやってきた場合が多いように思われる。

また1人旅の者が73名と商人・職人の6割を占めるが、複数人による旅の者も46名（17組）いた。後者の大部分は、親子・夫婦・兄弟など家族単位の旅であった。こうした旅の形態からしても、彼らがきわめて零細な商人たちであったことが窺える。そして鑄掛屋の親子、飴屋、太物商、「バリカントギヤ」「コウモリヤ」の夫婦、さらに養蚕教師など、彼らの一部は、宝来屋に複数日宿泊しており、川浦付近で商いや修繕仕事などを行ってから、また旅立っていった⁽⁸⁾。

延べ119名の商人・職人の中には、同一人物で何度も宿泊していた者もいた。宿泊月日はそれほど規則正しくないが、彼らは宝来屋を定宿としていた。宝来屋を複数回利用していたのは、蚕種商(3名)・金物商(2組)・売薬商(1名)・太物商(1名)であったが、そのうち同業種の複数の商人による同一日の宿泊はみあたらないので、この旅人宿が同種商人の情報・商品交換のためのたまり場になっていたわけではなさそうである。しかしここに一度しか宿泊しなかった者を含めて異業種で出身地も異なる商人が同一日に宿泊した例は少なくなく、そうした夜は種々の一般的な情報を交換する恰好の場になったであろう。宝来屋を定宿としていた商人たちについてももう1つ気づくことは、彼らのほとんどが50歳以上の高齢者であったことである(例えば、3名の蚕種商人は、55歳・58歳・69歳であった)。これは、とくに野麦街道を通じたこうした業種の行商が、すでに衰退期に入っていたことを示すものと思われる。

(ii) 農民・坑夫・「稼人」

宝来屋の宿泊者のうち最も多かったのは農民であったが、彼らが何の目的で旅をしたのかは直接には不明である。しかし彼らの居住地、年齢、宿泊の仕方などをみると、いくつか特徴的な点があり、彼らの移動の要因がある程度推測できる。まず前述のように、主に長野県東筑摩郡朝日村・洗馬村など奈川村近隣にある信州側の村の同一集落を居住地とする農民の一団で、川浦付近で山仕事をやっていると推定されるものがかなり存在した。彼らは大体3~4月に4~8名位で、数日から長い場合は10日以上宿泊し、同一人物が毎年のようにきており、植林作業に従事したのではないかと思われる。

次にそれらを除いた農民の居住地をみると(表4)、信州側より飛騨側の地域に大きく偏っており、大部分は飛騨三郡の者であった。そしてとくに岐阜県益田郡高根村・朝日村という野麦街道に沿った2村の者が多かった。これは行商などではないはずだから、労働力移動(その多くは出稼ぎ)を示していると思われる。実際、宿泊者の年齢をみると(表5)、商人・職人は若年層から中高年齢層まで存在し、長野県・飛騨別に顕著な特徴が見出し難いのに対

表4 宝来屋宿泊農民（山仕事と推定される者を除く）・坑夫・「稼人」の居住地

住 所	農	坑	稼	住 所	農	坑	稼
岐阜県益田郡高根村	27			長野県東筑摩郡朝日村	2		
〃　朝日村	22	1		〃　波多村	2		
〃　馬□村	1			〃　山形村	1		
大野郡久々野村	5			〃　松本村	1		
〃　高山町	3			〃　今井村	1		
〃　大八賀村	3			南安曇郡高家村	1		
〃　上枝村	2			長野県　計	8		
〃　大名田村	1			埼玉県「北方郡藤島村」		2	
吉城郡国府村	3			新潟県岩船郡関谷村		1	
〃　古川町	3						
〃　その他	5						
恵那郡	1						
安八郡	1						
岐阜県　計	78	1					
富山県上新川郡福沢村	1						
婦負郡八尾町			1				
石川県能美郡西尾村	1						
能美郡寺井村		1					
河北郡三谷村			1				
島根県大原郡加茂村		1		小　計	8	3	
小　計	80	3	2	総　計	88	6	2

(出典) 表1と同じ。

し⁹⁾、農民の場合は10歳代～20歳代を中心とした若年層の比重が高く、それは飛騨側の者に顕著であった。そして農民とはいえ飛騨側のそれには（とくに若年層の）女性も少なからず含まれていた。具体的には、例えば10歳代～20歳代の若年層を中心とした、夫婦、姉妹、あるいは親子と思われる者を含む飛騨側の同じ村の6人とか8人が一団となって、3～4月に「長野」「伊那」「松本」等へ出かける途上に宿泊していた。すなわち飛騨から信州側への労働力移動は製糸女工ばかりではなく、製糸女工の野麦峠越えもより大規模な飛騨から信州側への労働力移動の中の一つであったわけである。ただし農民の移動の中にも、製糸業関係の出稼ぎがある程度含まれているかもしれない。すなわち、

表5 宝来屋宿泊商人・農民などの年齢

年 齢	商人・職人				農民（山仕事農民は除く）				坑夫・ 「稼人」	女工
	長野県	飛騨	その他	計	長野県	飛騨	その他	計		
10歳代	6		4(1)	10(1)	18(8)		1	19(8)	1	(13)
20 〃	12(1)	6	10	28(1)	3	27(8)	2	32(8)	1	(11)
30 〃	6	3	10(2)	19(2)	1	12(2)		13(2)	3(1)	(2)
40 〃	10	7	4	21		4(1)		4(1)	3	
50 〃	12		7	19	2	8(1)		10(1)		
60 〃	8	1	2	11	1	5(1)	1	7(1)		
70 〃	3			3						
不明	6		1	8	1(1)	2		3(1)		
計	63(1)	17	38(3)	119(4)	8(1)	76(21)	4	88(22)	8(1)	(26)

注：1) ()は内数で女性数。

2) 商人・職人の不明の計には、住所不明1を含む。

3) 女工は、判明する分のみ（少人数での宿泊分）。

例えば1918年4月下旬に岐阜県吉城郡古川町の男性親子が、おそらくは製糸工場の男工としての就業のため、諏訪へ行く途中に宿泊していたようなケースが、若干数認められる。いずれにせよ、こうして野麦峠を挟んで、商品は東（信州側）から西（飛騨側）へ、労働力は西（飛騨・北陸）から東（信州側）へという流れがかなり明確であった。

なお坑夫については、彼らは主に鉱山間を移動するいわゆる渡り坑夫だったと思われ、飛騨や北陸には大小の金属鉱山が、信州にも中小の炭鉱・硫黄鉱山などがあったから、そうした鉱山からあるいはそれを目指して移動したのであろうが⁽¹⁰⁾、一方「稼人」は農民と同様に峠の西（飛騨・北陸）から東（信州側）への労働力移動の一環とみなされよう。

(iii) その他

その他の多様な旅人について、順にふれておこう。

遊芸人。この旅人宿には1914～16年に7組16名、とくに1915年には4組10名が宿泊した（いずれも20歳代～30歳代）。6名の一組が1組当たり最多の人数で、1人での宿泊も2名いたが、大部分は2人組であった。夫婦者の2

人組も3組あった(推定も含む)。遊芸の内容はむろん推定の域をでない。彼らの居住地は、広島県福山町・静岡県大宮町・横浜市などとバラバラで遠隔地が多かった⁽¹¹⁾。彼らは当然飛騨方面へ行く途上か、その逆コースの途上かであり、こうした山間僻遠の地で彼らの商売が成り立つのかとも思われるが、じつは明治・大正期の飛騨高山での旅芝居の興行はたいてい大入りであったといわれる。美濃地方には芝居役者は多く入り込むが、高山は交通不便で他地方の芝居はほとんどいかなかったためという⁽¹²⁾。宝来屋に宿泊した旅芸人はきわめて少人数のグループで、旅芝居というほどのものでもないが、そうだとすれば深山幽谷の地を取えて踏み越えて行ったこうした旅の遊芸人の苦労が一層偲ばれることになる。

学生・作家。20歳代の東京市の学生4名(2人連れの1組と単独宿泊の2人)と、30歳のやはり東京市下谷区谷中の作家(「著述業」)が、いずれも飛騨に向かう途上に宿泊している。学生の3名は4月上旬に春季休暇を利用し、1名は7月下旬に夏季休暇を利用して信濃路から飛騨路を渡っている。当時学生たちが休暇を利用して世俗を離れ、宿泊者も乏しい鄙の旅宿に泊まりつつ1人各地の山間を旅する風習の实在がここからもわかる。作家はまた5月下旬に宿泊し新緑に萌える信飛県境に新しい作品の素材を求めて旅したのであろうか。その前後を旅芸人や種々の商人、農民、製糸女工、後述の陸軍の小隊、京都・仁和寺の旅僧5名の一行、信州戸隠村の神官、下伊那郡市田村の「役行者」(山伏)なども宿泊しており、彼らは互いに街道でも出会ったことであろう。泉鏡花「高野聖」や川端康成「伊豆の踊り子」の世界に類似した風景がここでもみられたのである。

軍人。1917年7月末には、太田義彦中尉以下5名の、陸軍松本歩兵第50聯隊の一行が宿泊している。これは同聯隊が、同年初めて北アルプスを踏破する行軍を行った一環として同地を通ったことによる。この行軍の記録である歩兵第五十聯隊『大正六年七月下旬 信飛国境山地強行軍記事』(1917年10月刊)によれば、同聯隊は7月26日に松本を出発し、行軍は乗鞍・焼岳・槍ヶ岳付近が中心であったが、太田中尉らは偵察隊として主隊と別れて28日平湯

經由で高山に入り、29日高山を午前4時に出発し、野麦峠を經由して夜10時に川浦・宝来屋に到着した。翌30日は午前4時川浦を出発、正午頃島々で本隊に合流している⁽¹³⁾。行軍記録は、この山岳地帯の交通路について、次のように記している。

靈域、人ノ入ルヲ許サ、ルカ、道ノ僅ニ此ノ溪谷ニ沿ヒ、彼ノ高峰ヲ越エ、駄馬僅ニ通スル野麦街道ヲ信飛両国主要ノ通路トシ、其ノ以北、信濃西方国境ヲ横キルモノ、唯奈川渡ヨリ白骨ヲ経テ安房峠ヲ越ユルモノ、嶋々ヨリ上高地ヲ経テ焼嶽ヲ越ユルモノトノニニ過キス。他ハ樵夫ノ足跡即通路タルノミ⁽¹⁴⁾。

このように、当時この北アルプス一帯は初めて陸軍の演習に試用されるほどの「靈域」であり、かつ1910年代半ばでもなお、野麦峠越えは「駄馬僅ニ通スル」にすぎないとはいえ信州と飛騨をつなぐ主要な街道であったことがわかる。

医師。1913年8月に、岐阜県吉城郡国府村の医師（86歳）が帰宅の途上、宿泊している。製糸出稼ぎのため飛騨の辺地山村でも結核感染率は高率であったが、当然ながら無医村が多かった⁽¹⁵⁾。奈川村も同様に長らく無医村だったというから⁽¹⁶⁾、大正前期にこの高齢のおそらく漢方医でもこれらの地域ではきわめて貴重な存在で、重宝されたにちがいない。この年齢にもかかわらず、職業欄に「医師」と記している点にそれが表れている。

【注】

(6) 『岐阜県史』通史編、近代中（1970年）9～11, 1138頁（丹羽邦男稿）。

(7) 飛騨鱒も、信越線の開通により1899年には飛騨から野麦峠を越えて信州に移出されることは跡を絶ったという（『岐阜県史』通史編、近代中、1136頁）。ただし、本稿で比較したのは移動する商人・職人の数だけであるから、より厳密にはさらに流通する商品について重量・価格別に検討する必要がある。

(8) また、1917年1月7～9日に滞在した後、高山に向かった商人のように、冬季、雪のために複数日旅人宿で停滞せざるをえなかったのではないかと思われる者もいた。

(9) なお、遠隔地からの商人・職人は（表5の左欄「その他」）は、若年層にやや

偏っている。遠隔地への出稼ぎ商いゆえ、当然であろう。

- (10) なお、石川県能美郡西尾村の農民が1人いるが、同村は尾小屋鉦山の存在する村なので、実際はこれも農民というより渡り坑夫かもしれない。そうした例はほかにもあろう。表4の埼玉県「北方郡藤島村」という郡村はなく、無筆の渡り坑夫（夫婦）の話を旅宿側が筆記したものであろう。
- (11) ただし、広島県深安郡福山町付近を居住地とする8名（うち7名は同じ住所）が2組に分かれて1914年と15年に宿泊しており、複数の夫婦を含む比較的大きな一座が小組をつくって中部地方を遊芸していたことがわかる。こうした旅の遊芸の行動と経営に関する研究も未開拓の領域である。
- (12) 村松駿吉『旅芝居の生活』（雄山閣，1972年）203頁。
- (13) 『宿泊人名届簿』をみると、彼らはたしかに29日「午後十時」に到着しているが、出発は30日「午前三時」となっている。いずれにせよ、夏とはいえ行程・時間とも厳しいものであったことにちがいない。
- (14) 同書，37頁。
- (15) 海野金一郎『飛驒の夜明け』（農山漁村文化協会，1980年）136頁。昭和戦時期の飛驒の医療事情については、同書を参照。海外では激しい近代戦争が行われている時期に、依然として医療の手が届かない飛驒山村の記述は興味深いものがある。
- (16) 『奈川村誌（民俗誌）』（1996年）70頁。

(3) 製糸女工とその一行

宝来屋に宿泊した製糸女工は、諏訪の各製糸と南安曇郡西部平坦地（梓川が松本平に出る地域）の製糸場へ就業する者であった。具体的に工場名をみると、^①製糸場，^②製糸場，^③製糸場，^④製糸場（以上，諏訪郡平野村）で大部分を占め、その他は^⑤製糸所（南安曇郡安曇村），尾沢組（諏訪郡平野村）などであった（表6）。すなわち、一部の商人がこの旅人宿を定宿としていたように、製糸女工の宿泊についても特定製糸場の工女宿という性格がある程度みられる。

宝来屋の宿帳からみると、野麦峠を女工が多く通ったのは、せいぜい1916年頃までで、1919年には製糸関係の宿泊者はほとんどいなくなる。また通常この時期の製糸女工は、3月頃に実家から工場に移動し、年末に帰省するというイメージが強いが、3～4月の宿泊者はかなり少なく、5～6月（とくに6月）の宿泊者数が多い。すでに別稿で述べたように¹¹⁷⁾、製糸工場の春挽と夏挽

表6 宝来屋宿泊の製糸女工数

1) 総計

行先	1913年				1914年			1915年			1916年				1917年		1918年			19年	計
	7月	8月	10月	12月	4月	6月	12月	6月	12月	4月	5月	6月	12月	6月	11月	5月	6月	7月	9月		
高山方面		2	2	109	1	11	86		90		10		58		17		4		1	1	392
松本方面	5					11		37		2		22		32			16				125
不明										2											2

2) ㊦製糸場女工

行先	1913年				1914年			1915年			1916年				1917年		1918年			19年	計
	7月	8月	10月	12月	4月	6月	12月	6月	12月	4月	5月	6月	12月	6月	11月	5月	6月	7月	9月		
高山方面				69					74				(58)								201
松本方面								20						(14)							34

3) ㊧製糸場（岡谷製糸）女工

行先	1913年				1914年			1915年			1916年				1917年		1918年			19年	計
	7月	8月	10月	12月	4月	6月	12月	6月	12月	4月	5月	6月	12月	6月	11月	5月	6月	7月	9月		
高山方面						11	86										4		1		102
松本方面											22			6							28

4) ㊨製糸場女工

行先	1913年				1914年			1915年			1916年				1917年		1918年			19年	計
	7月	8月	10月	12月	4月	6月	12月	6月	12月	4月	5月	6月	12月	6月	11月	5月	6月	7月	9月		
高山方面				40								7									47
松本方面								17													17

5) その他、不明製糸場女工

行先	1913年				1914年			1915年			1916年				1917年		1918年			19年	計
	7月	8月	10月	12月	4月	6月	12月	6月	12月	4月	5月	6月	12月	6月	11月	5月	6月	7月	9月		
高山方面		2	2		1				16		3				17						42
松本方面	5					11				2				12			16				46
不明										2											2

(出典) 表1と同じ。

注：1) 「松本方面」は、藪原經由諏訪方面行きを含む。

2) () は㊦製糸場。

の休業期間などに実家の農作業（養蚕・田植え等）のために帰省する者が少なくなかったほか、夏挽から新規に就業する者もまだある程度存在していた。表6はこうした女工の帰省と工場へ向かうための移動の様子を如実に示しており、5～6月の移動量が年末の移動量に対して相当な比重をもっていたことがわかる。女工たちは、1年の大半という長期間を工場に拘束されながらかつ移動の際はいつも雪の野麦峠を半ば命がけで難渋しながら越えていたという「女工哀史」のイメージは必ずしも正しくなく、しばしば初夏の新緑に映える峠を越えつつ実家と工場を往復してもいたわけである¹⁸⁾。

さてこうした女工たちは、この旅人宿に何時頃到着し、何時頃出立していただろうか。商人・職人たちの場合は、到着・出発ともに多様とはいえ、とくに出発時は早くてせいぜい午前7時、あるいは8時、9時というようにならりのんびりしていた場合が多い。これに対して女工の一団の到着時刻は夕刻の4～5時が多く遅くはないが、出発時刻は午前4～6時と相当早い場合が多い。年末でも同様であった。商人たちの多くが商売を行いながらの旅だったのに対し、女工たちが実家や工場までの長い旅路をひたすら急いで出発していた姿が浮かび上がってくる。山本茂実『あゝ野麦峠』には、女工たちが年末の帰省時に川浦の工女宿を出立する様子が描かれているが、そこでは暗いうちから松明をつけて出発したとされ、「工女宿宝来屋のバア様がタイマツの行列に手を合わせて、いつまでも念仏をとなえている…」とある¹⁹⁾。『宿泊人名届簿』から窺われる女工たちの出立の様子もこの記述とほぼ重ね合わせられるものであった²⁰⁾。

この年末帰省時の場合のように製糸女工は、たいてい工場毎に10数名から多い時には60～70名位で一団となって宿泊した。その場合、必ず工場の「工男」「出張員」「事務員」が1人だけ同行していた²¹⁾。それ以外に、おそらく病氣・その他種々の事情で、1人あるいはごく少数の女工が年途中で帰省または入場する途上で宿泊することも少なからずあったが、その際もこの宿帳をみる限り、女工だけの宿泊は後述のようなごくわずかな例外を除いてほとんどなく、原則的に工場の男子職員・男工または女工の実家側の男子（父・兄等）が

同行していた。これは要するに、前述のように野麦峠（あるいはそれに連なる野麦街道）は女性のみ、とくに女性1人で越えてゆくには危険が大きかった（と考えられていた）ためであろう。それゆえまた、当時なお数多くあった製糸工場からの逃走の際に宿泊したのではないかと推測させるような、1人あるいは2人連れ程度の女工だけの宿泊の記録は『宿泊人名届簿』にはほとんどまったくないのである⁽²²⁾。以下に、このような1人～数名の女工が宿泊したケースをいくつか具体的に示してみよう。

(例1) 1914年4月7日、岐阜県高山町出身の女工(26歳)が帰省する際、兄(または夫)と思われる男(住所・姓が同一、32歳)が同行して、宿泊。本人の病気か実家の事情による帰省であろう。

(例2) 1916年4月20日、尾沢組回製糸場(平野村)の女工1人(22歳)に、同製糸場の男工(19歳)が同行して、宿泊(行き先は不明)。帰省にせよ、諏訪への途上にせよ、工場側は女工1人のためにわざわざ男工を1人派遣していた(両者は異姓で、家族ではないと考えられる)。もっとも逃走女工を連れ戻している途上という可能性が全くなくはない。

(例3) 1918年7月3日、傘岡谷製糸の女工1人(28歳)が岐阜県益田郡高根村へ帰省するために、同工場の「工男」(38歳)が同行して、宿泊。これも女工が何らかの理由で帰省する際に、工場側が男工を1人、付き添いに遣わしている(これも両者は異姓)。

(例4) 1919年9月13日、岐阜県益田郡朝日村の実家へ帰宅途中の女工(18歳)が1人で宿泊。男の同行者なしで女工1人の宿泊例は、この1例だけである。工場名の記載はない。しかし彼女も、宝来屋を定宿としていた高山町の売薬商人(47歳)と共に到着しており(到着時間が同一)、1人で街道を歩いてきたわけではないようである。宿帳も筆跡からみて売薬商が彼女の部分も記帳している。工場側の了解の下での帰省ならば、例1～3のように男工ないし男の家族などが同行するはずだか

ら、工場からの逃走等、特別の事情で1人で帰省途上、売薬商と道連れになり、この宿に着いたのではないかと推測される。

(例5) 1916年5月21日、3名の小松組製糸場(平野村)の女工が帰省途上、宿泊。男子の同行者なしの複数の女工だけの宿泊はこの1例のみである。工場名も記載してあるから逃走中の宿泊とは考えがたく、同じこの5月には他にも春挽が終了して帰省する途上とみられる女工の団が宿泊しており、この3名も春挽後の休暇に、実家の農業手伝い等のための帰省ではないかとみられる。ただし宿帳への記入は、筆跡からみて宿側による。

さて女工が逃走中に宿泊したとみられる記録がほとんどないことを、どう理解すべきであろうか。さしあたり次のような理由が想定される。第1に、逃走中の彼女らはこのような工女宿には宿泊せず、野宿を繰り返して逃走した。第2に、逃走中の女工が宿泊しても、工女宿側が気をきかせて宿帳に記入しなかった。あるいは第3に、もともと野麦峠を越えて飛騨側に逃走する女工は少なかった。

もっとも考えられるのは、第1の理由であろう。工女宿には先回りした工場側の追手が待ち伏せしているかもしれないし、そうでなくても宿泊すればもちろん、立ち寄っただけでも足がつく。またこの時期には女工の賃金は年末払い慣行が続いていたから⁽²³⁾、わずかなチャンスに咄嗟の判断で工場から逃走した場合には、そもそも女工は宿泊代として支払うべき金もあまり持っていない場合が多かったであろう。

第2の理由については、上記の例4が仮に逃走中の女工であったとすれば、こうした可能性は少ないのではないかとも思われるが、まったくなかったともいえないであろう。前述のように宝来屋にも「隠れ部屋」があり、細川修氏は、この旅人宿の奥原きよの(1917年生)から、「隠れ部屋」は逃亡中の侍や製糸女工をかくまったのではないかと、この話を聞き取りしていた⁽²⁴⁾。また『続あゝ野麦峠』などによると、周到な準備の上で逃走した場合は、あらかじめ工

場側からいろいろな名目で賃金を引き出して逃走資金にあてる場合も多かったようであるから、宿泊代が支払えないような場合ばかりではなく、また工女宿とは明示していないが逃走中泊めてもらった話も同書に記されている⁽²⁵⁾。

さらに上記第3の要因もありえないわけではない。再び『あゝ野麦峠』によると、飛騨出身女工の逃走は少なかったという証言があり、その理由の1つは本稿でも強調している野麦峠を1人で越せないという治安の悪さであった⁽²⁶⁾。また、筆者が前稿で分析した平野村の岡谷製糸北部工場『帰国工女姓名簿』（1918～20年）をみても、信飛県境（野麦峠およびその北方の安房峠）を越えて逃走した可能性のある女工はきわめて少なく、同工場全体の逃走者数120名のうち4名にすぎなかった⁽²⁷⁾。ただしこれは母数の就業女工数が不明なので、飛騨出身女工の逃走率の低さを確定することはできない。しかし野麦峠など山間の街道における女性の1人旅の危険さが、飛騨出身女工に少なくとも単独での逃走を抑制させたことは、大いにありうると思われる。したがって、（一般に女工が逃走する場合にそれが多かったのであるが）飛騨女工が逃走する場合はとくに複数の女工が共同して逃走することが多かったであろう⁽²⁸⁾。

かくして宝来屋の宿帳には、逃走女工の宿泊らしき記録はほとんどみられなかったわけである。

【注】

(17) 拙稿「大正中期、諏訪製糸業における女工生活史の一断面」『商経論叢』35巻2号、42頁。

(18) それにしても、表6によると、3月前後頃に春挽のために工場に向かう際の宿泊が少なすぎると思われる。旅程の関係で次の宿場まで歩くためであろうか。

(19) 山本茂実『あゝ野麦峠』（角川文庫、1977年）210頁。

(20) ただし、『あゝ野麦峠』には、年末帰省時に関する宝来屋奥原いと（1893年生）の話として、「次の朝は三時にはもう宿を発って・・・野麦峠にかかった」（29頁）とあり、そのような時もあったかもしれないが、『宿泊人名届簿』をみる限り、ややオーバーというべきである。

(21) ただし、1917年6月に諏訪へ行く途上の尾沢組[㊦]製糸場（平野村）の女工12名が、同行の男子職員なしで宿泊したことになっているが、同日には同方向に向

かう平野村の^①製糸場・^②兎岡谷製糸の女工たちも「工男」とともに宿泊しているし、さらに^③製糸場の「工男」1人を^①製糸場の2人目の「工男」と誤記した可能性がある。

- (22) この時期の諏訪製糸業における女工の逃走の実態については、前掲、拙稿を参照。
- (23) 前掲、拙稿、49頁、注3。また年末払いといっても、この時期には工場の手渡されるのではなく、工場側の送金により女工の地元で支払われる場合が多かったであろう。
- (24) 細川、前掲書、152頁。
- (25) 前掲『続あゝ野麦峠』185頁などを参照。したがって列車で逃走するケースもむろん多い。
- (26) 前掲『あゝ野麦峠』101頁。そこではもう一つの理由として、工場から逃亡して飛驒に帰れば村で悪評がたつことが挙げられているが、これがどこまで飛驒の特徴であったかは明らかでない。
- (27) この資料の分析は、前掲、拙稿。野麦峠を越えて逃走した可能性のある女工は、1919年の3名（岐阜県吉城郡出身）と1920年の1名（同郡出身）のみ。富山県婦負郡・東砺波郡の山間部農村出身者で逃走した女工は多いが、実家へ帰るとすれば、この時期には北陸線等を経由したと思われる。
- (28) 一般に複数の女工が共同して逃走することが多かった点は、前掲、拙稿、33～34頁。『あゝ野麦峠』『続あゝ野麦峠』にもそうした事例が数多く記述されている。

三 おわりに

『宿泊人名届簿』は貴重な資料ではあるが、工女宿としては衰退期の資料であるし、最初に述べたようにこれのみではいささかデータが少なすぎるきらいがある。峠を行き交う人々に関するより多くのデータを積み重ね、より豊かなイメージをつくりあげることが課題であろう。とりあえず以下に本稿の分析をまとめておきたい。

1910年代の野麦街道を旅し、旅人宿宝来屋に宿泊した者で、最も多かったのはやはり製糸女工を中心とする製糸業関係者であった（ただし1910年代末には急減）。彼らを除けば、旅人宿はかなり閑散としていたが、それでもかなりの数の農民、種々の商人・職人も通行し、さらに旅芸人や坑夫・僧侶・学生

等々、多様な旅人たちが街道の風景を彩った。

商人（および職人）については、いずれも零細だったと思われるが、飛騨側に居住する者より信州側の者の方がはるかに多く、また飛騨商人の大部分は高山商人だったのに対し、信州商人の場合は松本商人のみならず数多くの農村商人が活動していた。両地域における社会的分業の展開ないし経済発展度の差が窺われ、信州側が飛騨商人の商圏に入っている以上に飛騨が信州商人の商圏に入っていることがみえる。そしてこうした両地域の格差ないし商品流通の偏向性は、信越線開通によって信州側への飛騨産移出が途絶したように、両地域およびその周辺交通運輸手段とりわけ鉄道の開通が一層加速させたように思われる。

他方農民の移動については、主に出稼ぎと思われるが、これも明確に飛騨側から信州側への移動が顕著であった。こうして少なくとも1910年代においては野麦峠を境に、商品は西へ、労働力は東へという特徴が明確であり、製糸女工の野麦越えの移動もその一環とみなすことができる。

次に、主に諏訪の工場に就業する製糸女工は、年末の帰省時に大量に宿泊したほか、5～6月の春挽後の帰省時や夏挽就業のため工場に向かう際に宿泊した者もかなりの比重を占めていた。製糸工場での女工の就業形態は、まだ通年就業的とはいいがたい点がここからも窺われる。

また商人・農民なども、製糸女工についても、女性の1人旅はほとんど皆無であった。これは街道とりわけ山間の峠道の治安の悪さが原因と思われ、製糸女工の場合はたとえ1人での郷里と工場の往来でも（あるいは1人だからこそ）、家族の男子でなければ工場の男工・男子職員の同行が不可欠であった。これはとくに年末の雪の野麦越えとともに工場側の労働力調達コストを高くしたであろう。山本茂実らが強調したように、飛騨女工が野麦峠を越さなくなった要因は、鉄道の開通だけでなく諏訪系製糸が各地に工場を設置していったことにもあったが、やはり商品流通とともに労働力移動のあり方は、輸送・調達コストをより低めたであろう地域およびその周辺における鉄道など運輸手段の発達により大きな影響を被ったのはまちがいない。

(付記) 本稿は、神奈川県共同研究奨励制度による「工業化と産業政策に関する比較経済史的研究」の成果の一部である。